

◆品質評価点の審査基準

評価項目		審査基準	評価点	配点	点数配分	合計	
履行体制	①従事する従業員数			10	33	70	
	1日8時間勤務に換算した週の平均人数 ※仕様を満たさない場合は失格	20人以上	8点	}			
		18人以上20人未満	6点				
		16人以上18人未満	4点				
		14人以上16人未満	3点				
		12人以上14人未満	2点				
		12人未満	1点				
	緊急時の業務継続体制（バックアップ体制等） ※従業員が感染症に罹患した場合等の業務継続体制 ※緊急時、おおむね1時間以内に業務に着手できる体制であること	優れている	2点				
		標準的	1点				
		劣っている	0点				
	②従事する資格者数			4			
	建築物環境衛生管理技術者（2人目以降※）及びビルクリーニング技能士の数 ※1人は作業責任者としての必須要件	3人以上	4点	}			
		2人	3点				
		1人	1点				
	③自主点検体制			4			
	建築物清掃管理評価資格者（インスペクター）の数	3人以上	4点	}			
2人		3点					
1人		1点					
④社会保険加入状況			4				
加入率（加入者数÷従事する従業員数）	100%	4点	}				
	60%以上100%未満	2点					
	60%未満	0点					
⑤従業員の勤続月数			5				
本業務に従事する予定の従業員の勤続月数（令和8年(2026年)4月1日現在）を評価する。 ※常勤・非常勤にかかわらず、勤続月数の長い者から順に並べた時の中央値	60月以上	5点	}				
	48月以上60月未満	3点					
	36月以上48月未満	2点					
	36月未満	0点					
⑥経営状況			6				
過去3年間における流動比率	全ての年で100%以上	3点	}				
	100%以上の年が2年	1点					
過去3年間における自己資本比率	全ての年で30%以上	3点	}				
	30%以上の年が2年	1点					
⑦研修体制			8	22			
R7.4.1～R8.3.31までの1年間の研修実施状況及び研修内容により総合的に評価	優れている	4点	}				
	標準的	2点					
	劣っている	0点					
感染症防止対策として、本業務を実施する上での感染防止の教育の実施状況	マニュアル 有	2点	}				
日常生活上の感染予防対策について従業員への周知徹底の状況	周知文書 有	2点					
⑧苦情処理体制			2				
適切な苦情処理実施要領又は苦情処理対応マニュアル等の有無によって評価	実施要領等 有	2点	}				
⑨建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録	登録 有	2点					
⑩障がい者雇用に関する取組み			2				
・法定雇用率を超えてプラス1人以上雇用している ・障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定制度（もにす）による認定取得	左記のいずれも達成	2点	}				
	先のうち1つ達成	1点					
⑪育児・介護休暇への取組み			2				
育児・介護休業に関する規程の整備状況を評価	いずれも有	2点	}				
	いずれか有	1点					
⑫ハラスメント等防止への取組み			2				
ハラスメント防止に関する社内規定・相談窓口要綱等の整備状況、ハラスメント等防止研修の実施状況を評価	優れている	2点	}				
	標準的	1点					
	劣っている	0点					
⑬環境配慮への取り組み状況			1				
本店又は県内の事業所におけるISO14001認証取得	認証取得 有	1点	}				
⑭事業者の優位性							
本事業における提案者の強みを評価	特に優れている	3点	}				
	優れている	1点					
⑮契約実績			5	15			
過去5年間において、日常清掃の建物延床面積が5,000㎡以上の契約実績について、通算3年以上の契約実績及び履行件数を評価	3件以上	5点	}				
	2件	3点					
	1件	2点					
⑯発注元評価			10				
過去3年間において、建物延床面積が3,000㎡以上の契約実績の中から3件を選定し、その発注元による評価結果を評価する。ただし、県の機関との契約がある場合は、1,000㎡以上のものを対象とし、選定する3件のうち1件は県の機関を含める。	合計点7点以上8点	10点	}				
	合計点5点以上7点未満	7点					
	合計点3点以上5点未満	5点					
	合計点1.5点以上3点未満	2点					
	合計点1.5点未満	0点					